

3月14日～7月10日に開催された講習会での質疑と対応

平成29年9月1日

講習開催日	開催県	テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答	
Q1	2017年3月14日	長崎県	P119	5.5.2.2竣工図について	現在の竣工図は施工者が作成する風潮があります。設計者が作成することが適切と考えますが、この場合、別途契約を結ぶべきか当初の設計契約に盛り込むべきかどうでしょうか	告示15号では、竣工図の作成は設計・監理の標準業務には入っていません。四会設監約款では監理者に発注するオプション業務となっています。竣工図の作成については以下のケースが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約の特約で施工者の作成とする ・設計業務委託契約の特約で設計者の作成とする ・設計監理業務委託契約の特約で設計監理者の作成とする ・監理業務委託契約の特約で監理者の作成とする
Q2	2017年3月28日	東京	P34	2.2.2.2監理技術者配置の資格要件	多県に渡る工事現場の場合、監理技術者の現場責任は、どのように考えればよいのでしょうか	多県に渡る工事現場についても、請負った建設工事には監理技術者を現場毎に配置しなければなりません。また、施工の技術上の管理や指導をつかさどるものとして、監理技術者としての責任は果たさなければなりません。
Q3	2017年3月28日	東京	P166	6.6.2労働安全衛生規則の一部改正	仮設足場の改正で建地と床の隙間が12cm以内とありますが足場を組んでいる最中も適応されるのか教えてください	足場の組立中は作業床としては不完全な状態なので適用されません。当然に[関係労働者以外の労働者は立入りを禁止]とすることになっています。また、組立作業終了後に作業床として使用する場合には、作業開始前の点検が必要になり、この段階では、法定要件が全て満たされていなければなりません。
Q4	2017年4月3日	山口	P34	2.2.2.2監理技術者配置の資格要件	民間のアパート(工事代金8000万)の場合、30分程度の場所にある現場であっても、それぞれに主任技術者・監理技術者を専任する必要がありますのでしょうか	下請契約の請負代金の総額が4000万円(建築一式では6000万円)以上となる場合、監理技術者を配置し、監理技術者等を工事現場に専任すべき条件である共同住宅なので、請負金額が3500万円(建築一式では7000万円)以上となる場合は、専任としなければなりません。 綿密な関連性のある2以上の工事が、同一敷地内か近接して施工する場合、主任技術者の場合は、専任が緩和されますが、監理技術者は兼任が認められません。
Q5	2017年4月3日	山口	P107	5.4.2建物位置・レベルの確認及び設定	発注者と隣地所有者との間で境界の確認ができない場合に発注者より銀行の融資の決済が出たので工事をするよう言われて工事をした場合、工事を請負った会社に民法的な処罰はあるのでしょうか	ゼネコンサイドとしては、原則としてコンプライアンス上の問題点がクリアされていることが工事着手の前提と考えている。
Q6	2017年4月4日	徳島	P10	1.5.1女性の活躍	ダイバーシティの意味がよくわからないので詳しく教えてください	ダイバーシティとは、直訳すると「多様性」となり、「幅広く性質の異なるものが存在すること」「相違点」という意味。組織でのダイバーシティとは「多様な人材を活かす戦略」。さまざまな違いを尊重して受け入れ、「違い」を積極的に活かすことにより、変化しつづけるビジネス環境や多様化する顧客ニーズに最も効果的に対応し、企業の優位性を創り上げることです。

講習開催日	開催県	テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答	
Q7	2017年4月4日	徳島	P125	5.6.3住宅建設の不具合防止	BtoB、BtoCの意味がわかりません。どういう意味ですか？	BtoBとは、Business to Businessの略であり、製造業者（メーカー）と卸売間、または卸売と小売間など、企業の間での商取引のことを指します。BtoCとは、Business to Consumerの略であり、企業と一般消費者の間での商取引を指します。
Q8	2017年4月6日	宮城	P116	5.4.4仕上工事の検査	テキストでは「界面破壊率」 講習映像では「界面破断率」 どちらが正でしょうか	「界面破壊率」が正です。 コンクリート下地と張付けモルタルの接着界面、または、コンクリート下地と下地モルタルの接着界面における破壊率、という意味です。
Q9	2017年4月6日	高知	P173	7.2.1騒音・振動に関する規制・基準等	バックホー2000クラス(0.7m3)は特定建設作業届は必要ない と思います。現在の機械は低騒音型です。	ご指摘の通り低騒音型である場合は、届出不要です。 現在、メーカーで販売されている機械(発電機・コンプレッサー・重機)は殆どが低騒音型となっております。 表7.2-1の捕捉に記載しています。「(国土交通省の「低騒音型建設機械指定制度」機種)は除く 下記、国土交通省のPDFになります。(低騒音型建設機械と特定建設作業) http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kankyau/mic/lownoise/pdf/tokutei.pdf
Q10	2017年4月17日	岡山			今回講義に使用されたテキストは2016年度版ですが2017年度版ではないのでしょうか？	本会では6月1日より新年度版テキストを運用することとなっております。
Q11	2017年4月18日	茨城	P34	2.2.2.2監理技術者等配置の資格要件	建築一式工事7,000万円以上、建築一式工事6,000万円以上は税込金額でしょうか？	税込金額となります。
Q12	2017年4月18日	茨城	P34	2.2.2.2監理技術者配置の資格要件	指定建設業において4,000万以上/未満と金額を定めていますが金額に関係なく1級国家資格者(監理技術者)だけでいいのではないのでしょうか？なぜ金額で分ける必要があるのでしょうか？	建設業法で定められている事項です。 請負工事金額に関係なく監理技術者を設置することになると、監理技術者が不足することが考えられます。また、現場の規模が大きくなるに従い、施工管理業務も複雑化することから、一定の規模以上の工事に対して監理技術者を設置することとなり、この基準を明確に示しやすいのが請負代金の総額であったと思われま。
Q13	2017年4月18日	茨城	P240	8.3.1自然エネルギー	自然エネルギーでソーラーを説明していましたが、反面、ソーラーにより温暖化が進むのではないのでしょうか？	温室効果ガス排出抑制効果を考えれば温暖化を抑制する効果の方が大きく、温暖化が加速することはないと思われま。
Q14	2017年4月25日	東京	P27	2.1.1.3監理技術者の下請負業者との関係によるトラブル事例	発注者の度重なる設計変更が工程上クリティカルであり工期が遅れるにもかかわらず二期延長を認めず発注者が元請に変更指示を出した場合の元請の対応について教えてください。	平成28年7月に国土交通省より発行された民間工事指針では、「発注者及び受注者が対等な立場における合意に基づいて、公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならない。」とされています。 設計変更指示に対しては請負代金額の変更、工期の変更について求める必要があり、認められないようなら設計変更に対応しないとする、毅然とした態度で業務を行う必要があります。

講習開催日	開催県	テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答	
Q15	2017年4月26日	富山	P67	4.1.1.4関連法令	農地転用は関連法令として監理技術者が処理すべきですか。	基本的には発注者側が処理することが望ましいですが、仮設運用することもありますので、監理技術者として農地転用についても処理できるようにしておくべきです。
Q16	2017年4月26日	富山	P80	4.3.3適切な工期の確保	発注者に対して公平性のある適正な工期設定基準の策定を図っていくとありますが、今それに向けて何か活動はされているのでしょうか。	日本建設業連合会では、完全週休二日制を採用した適正工期算定プログラムを作成し、行政や地方公共団体で採用が進んでいる状態であり、民間工事の際も本プログラムの採用が推進されていく予定です。
Q17	2017年4月26日	富山	P184	7.5.4アスベスト含有建材解体時の石綿飛散防止対策	表7.5.3の床材(Pタイル)にアスベストが含まれている場合の除去方法、実施手順を教えてください。	床材(Pタイル)はレベル3になります。保護具等を装備し、湿潤し、手ばらしをします。剥がした床材はビニールに包み、管理型廃棄物(石綿含有建材含む)として排出します。
Q22	2017年4月26日	大阪	P94	5.1.2.2コンクリート工事	工程の都合により異種強度のコンクリートを打ち分けず強度の高いコンクリートで打設することに問題はありますか。	基本的には問題があります。 超高層RC住宅建設工事のパネルゾーンや上階スラブの一部(通称、マッシュルーム)、PS構造などで異種の設計基準強度のコンクリート躯体を構築することが設計図書で明記されていることがあります。その設計基準強度に合わせて、他の部材などを高い強度のコンクリートで打設することで打継がなくなるなど施工性は高まるがありますが、設計図書との不整合が生じてしまいます。 構造安全性は、設計基準強度よりも高いコンクリートで打設すると部材安全性は高まりますが、剛性のバランスが異なってきます。また、各部材の応力確認も必要となってきます。 設計図書で決められたコンクリート強度は構造設計に則ったもので、確認申請機関で承認されたものです。高い強度のコンクリートだけでなく、鉄筋本数の増加なども設計図書変更となりますので、確認申請の厳格化の面からも問題となります。まずは、構造設計者や監理者の方々との協議を行って施工にあたってください。
Q23	2017年4月26日	大阪	P94	5.6.1住宅の品質確保について	金融公庫→住宅金融支援機構では？	新テキスト2017年度版にて住宅金融支援機構と訂正させていただきました。
Q24	2017年4月26日	大阪	P124	5.6.2住宅性能表示(トピック)	「コンクリート躯体の補修が認められない」とありますが具体的に何に記載されているのでしょうか。	「建築基準法関連告示の制定・改正案に寄せられたご意見の要旨と国土交通省の考え方」(平成17年7月6日)に示されています。 www.mlit.go.jp/pubcom/05/kekka/pubcomk25/01.pdf 特にこのうち5番の品確法の規定がある場合を注意してください。 品確法の被り規定にかかる部分はコンクリートでなければ認められないので注意が必要です。
Q25	2017年4月26日	大阪	P139	6.1.3.1労災かくし	「労災かくし」が判明した場合の罰則とは、どのようなものでしょうか。	労働者死傷病報告を提出しなかったり、虚偽の報告をしたり、出頭しなかった場合は、50万円以下の罰金刑(安衛法120条5号)に処されます。また、両罰規定(安衛法122条)により、個人とともに法人に対しても罰金が課せられます。

	講習開催日	開催県	テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答
Q26	2017年4月27日	兵庫	P76	4.3.1.6総合工事工程表の作成	建築確認検査日程とありますが諸官庁工事として建築確認検査以外もあることが必要なのではないのでしょうか？	建築確認検査以外にも、中間検査や消防検査などがご指摘のように必要ですので、次回テキストの改訂時に留意させていただきます。
Q27	2017年4月27日	鳥取	P220	8.2.1地震対応技術	木造住宅の最新耐震工法及び耐震金具などの動向を示してほしいです。	木造住宅においては、住宅メーカー各社が耐震工法の開発を進めています。最新工法や耐震金具の動向については、(公財)日本住宅・木材技術センターのHPが参考になります。
Q28	2017年5月18日	広島	P42	2.2.6施工体制台帳の整備と施工体系図の作成等	施工体制台帳で健康保険/厚生年金雇用保険で整理記号記入は理解しますが証明書類(金額は隠しても)提出しなければならないのでしょうか？	建設業法施行規則で定められているものです。添付する証明書類については、施工体制台帳に書かれた内容を補完するものであり、施工体制台帳に書かれた内容が正しいかどうかを証明、確認するために求めているものと思われます。

2017年度版テキスト発刊(6月1日)

	講習開催日	開催県	テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答(案)
Q1	2017年6月8日	愛知	P116	5.1.4設備工事	ショートサーキットとは何ですか？	給気口と排気口の位置が近すぎて、狭い範囲で空気が循環してしまう現象のことです。ショートサーキットが発生すると、排熱ができなくなります。
Q2	2017年6月23日	東京	P19	16.2建設業における生産性向上	将来の人口減少に伴う建築業界について60歳以上の方々が退職していき今の30～40代社員が今後の建築業界を引っ張る時代(2025～2030年頃)ではICTで生産性を向上しても人間が必ずチェックをして手作業で行う伝統技術や作業は残ると思います。働き易さの取り組みも必要ですが自分は以下の部分が気になります。発注者が指定した工期等の条件で公募をしたときに競争力があるゼネコン(人がたくさんいる・技術力がある)しか実件を受注できなくなりますか？発注者側の入札条件を法律で決めて他の業者が入れるような仕組み作りは考えていますでしょうか？	建設会社は建設業法の「経営審査事項」にて経営規模や技術者数などに基づく客観的評価によりランク分けされており、公共工事の発注はその規模に応じて入札できるランクが指定されるため、建設会社は自社の規模に応じて均等な受注機会が得られることとなっています。また、民間工事でも発注者は品質が確保できる範囲で、できるだけ工事金額を下げたいことから競争原理が働きますので、人が多く技術力の高い(すなわち経費も高い)建設会社のみを受注が偏るといったことは、現在も将来的にも考えにくいと思います。